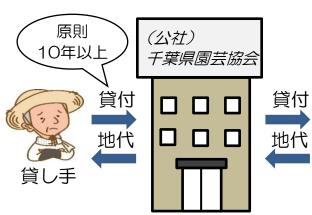


農地を貸そう!借りよう!~貸し借り方法いろいろ~

千葉市農地活用推進課農地保全班作成

間管理事業 農地 中

借り手



農地中間管理機構

◆貸 借 方 法

農地中間管理機構※1が間に入ります

◆貸借期間の満了

貸し手⇒原則、自動終了※2 借り手⇒自動終了

- ※1 公益社団法人千葉県園芸協会
- ※2 農地法に基づく貸し付けの場合、所定の手続きを 経た後に更新しない旨の通知が必要

借り手のメリット: 賃料の支払いを一本化できます

今までは、複数人から農地を借り受けている場合、 それぞれの相手方へ賃料を支払う必要がありまし た。しかし、まとめて機構と契約すれば、支払い を一本化できます。また、口座振替を選択すれば、 振込手続きも必要ありません。

23043-245-5759 【問】千葉市農地活用推進課 (公社) 千葉県園芸協会 **23**043-223-3011

貸し手のメリット:

農地を借りてもらいやすくなります

地域でまとまった農地を機構へ貸付できれば、 経営規模を拡大したい農業者などが農地を借り てくれる可能性が高くなります。

さらに、貸借期間中に借り手から農地が返され た場合でも、2年間は機構が借り手を探します。

「農業をリタイアしたい」「相続した農地の 管理に困っている」等、貸したい農地がある 方は、右記お問合せ先にご相談ください。

利用権設定事業

※法令改正により、この制度は、原則令和7年4月1日以降手続きが できなくなります。詳細は下記までお問い合わせください。



貸し手と借り手が相対で行う

◆貸借期間の満了

自動終了

【問】千葉市農地活用推進課

2043-245-5759



借り手

法 地





借り手 ※市街化区域の農地も対象

◆貸借方法

貸し手と借り手が相対で行う

◆貸借期間の満了

自動更新

※貸し借り終了には、所定の手続きを経た後に 更新しない旨の通知が必要

【問】千葉市農業委員会 農地審査班 ☎043-245-5767